

八代市公立学校等施設整備計画

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づ

き、下記のとおり施設整備計画を公表します。

記

1. 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

（担当）

八代市教育委員会教育施設課

住所：熊本県八代市松江城町1-25

電話：0965-33-6134

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

- ・小学校1校(宮地小)の外壁及びその仕上げ材の剥落・落下防止工事を実施する。
- ・小学校1校(日奈久小)、中学校1校(日奈久中)の貯水槽を耐震性貯水槽に改修を行い、防災機能の強化を図る。
- ・小学校9校(植柳小、八千把小、代陽小、松高小、高田小、郡築小、宮地小、鏡小、文政小)、中学校4校(第一中、第三中、第四中、第五中)について、トイレの洋式化改修を行い、トイレ環境の改善を図る。
- ・特別支援学校1校(八代支援)の不適合改築を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

- ・小学校1校(八千把小)の間仕切壁設置及び天井や床の改修・空調設備設置等を行い、教室不足の解消等を図る。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 24 校 |
| 中学校 | | 15 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 1 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 6 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 1 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 5 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 9 箇所 |
| | 共同調理場 | 6 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 39 箇所 |
| | 学校武道場 | 11 箇所 |
| | 社会体育施設 | 10 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|---------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 令和元年10月 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有 | 令和2年3月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度当初や次年度予算要求時に事業の進捗状況及び既存施設の改修状況について確認を行う。計画期間中及び終了時に外部有識者による外部評価や施設利用者等へのアンケート等を実施し、客観的意見を踏まえた評価を行う。評価結果は市のホームページ等で公表する。

